

平成30年度 中学校生徒会連絡会運営補助金

評価表 NO. 5 7

所管部課名	薩摩川内市教育委員会 学校教育課		担当者	丸山 英児				
事務事業名	中学校生徒会連絡会運営補助金							
根拠法令	中学校生徒会連絡会運営補助金交付要領							
補助経過年数	1 1 年以上 1 5 年以下							
平成30年度 予算額	550 千円	国県支出金 千円	一般財源 550 千円	その他 千円	その他の内容			
成果指標①	指標名		目標値		目標年度			
成果指標②	薩摩川内市生徒会連絡会の自主的な交流活動の充実の度合い		1 4 中学校生徒会交流会		平成 3 5 年度			
補助対象者	薩摩川内市中学校特別活動部会							
補助対象経費	中生連連絡会バス委託料、夏休み交流会での交通費・宿泊費							
補助対象事業・活動の内容	(1) 中生連連絡会(年3回 本庁で開催) 中学校の生徒会活動を活性化するための連絡会の開催 (2) 夏休み交流会 各中学校の生徒会代表が交流会を通し、今後の各中学校の生徒会活動の活性化策を話し合							
補助金額又は 補助率	550,000円							
上記項目の 積算方法	補助対象事業の経費の合計額(予算の範囲内)							
補助を受ける事業(団体)等の 過去3年間の決算状況	項目	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
		金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	
	収入	自己資金	27,581	3.0%	27,395	5.3%	27,025	6.3%
		会費収入	27,555	3.0%	27,395	5.3%	27,025	6.3%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成	26	0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	600,000	64.4%	400,000	76.7%	300,000	70.0%
		自己負担金	70,000	7.5%	84,000	16.1%	96,000	22.4%
		(前年度繰越金)	233,856	25.1%	9,965	1.9%	5,567	1.3%
	計	931,437	100.0%	521,360	100.0%	428,592	100.0%	
	支出	事業費	915,774	98.3%	508,942	97.6%	379,612	88.6%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費	5,698	0.6%	6,851	1.3%	46,173	10.8%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)	9,965	1.1%	5,567	1.1%	2,807	0.7%
計	931,437	100.0%	521,360	100.0%	428,592	100.0%		
支出計/前年度支出計				56.0%		82.2%		
自己資金/前年度自己資金				99.3%		98.6%		
翌年度繰越金/市補助金		1.7%		1.4%		0.9%		
交付件数		1		1		1		
成果指標の推移①		1		1		1		
成果指標の推移②		別紙参照		別紙参照		別紙参照		
特記すべき事項等	【前回評価】平成27年度「現状のまま継続」 ・決算状況の繰越金が増加傾向にあるため、繰越額が減少されるよう努力されたい。 ・消耗品費で配布しているクリアファイルについてはほかに安価な教材等有意義な使い方を検討されたい。 ・活動の成果について、発表の場や報告書に記載するなどして広く周知されるよう検討されたい。							
	【前回評価への回答】 ・繰越金の減額を行い、財政運営の健全化を図った。また、生徒に配付していたクリアファイルを教育委員会用の大封筒に変更するなどして経費節減に努めた。							
	【事業のPR方法】 ・年度末に各中学校に周知を行っている。							
	【費用対効果】 ・今後、生徒会活動で養われる自主的能力の向上が図られる。							
	【補助事業以外の事業】 【その他】 ・・・特になし							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	B	未来を担う生徒の自主的・自治的能力を育成することにより、将来にわたり本市の発展に大きく寄与する人材を育成できる。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	自治的能力の育成を目的として本市の中学生在が組織する生徒会への補助であり、他校との情報交換や交流の場を設定することにより、一層の活動の広がりや深まりが期待できる。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	生徒会活動を通して育まれる自治的能力等が、将来において本市をよりよくしていこうとする態度を育成する礎となることから適切なものである。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	行政が行うより、生徒に直接関わる生徒会担当職員で企画・運営等を行うことがより現実的であり、効果が期待できる。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	B	補助対象事業は、前年度の実績をもとに予算を立てている。また、3年に1回の甌島での交流会がある場合は、多めの補助金が必要である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられ、かつ、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	生徒会連絡会の特別活動部会は教職員で構成されるため金銭面の自助努力ができない。また、対象となる生徒は毎年変わるので、成果が上がったと一概に言うことはできない。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	市内の全中学校が対象であり、各学校の特色に応じた自主的な活動に取り組んでおり、一定の公益性が認められる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	各学校の生徒会役員の資質向上のための相互に学びあう研修の機会や体験型の事業は他にはないため、妥当である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	経費の執行に関しても明確に規定されており、公費充当が著しく妥当性を欠くものではない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	《今後の改革の方向性》 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性□拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止	外部評価結果	《視点別評価》 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
	《上記方向の理由》 本市教育振興計画にあるめざす薩摩川内人にうたわれている「よりよい社会づくりに主体的に関わり」、「ふるさとを知り、ふるさとを愛する」人を育成するために本事業を継続することは必要である。また、選挙権の低年齢化を踏まえ、今後生徒会活動で培われる自治的能力をはぐくんでいく必要もあり、今後さらに生徒会活動の重要性が問われている。		《今後の改革の方向性》 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止
	《改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画》 夏の交流会の企画・運営に生徒の主体的な関わりの度合いを年々増やしており、主体的な態度の育成に努めている。		《まとめ》

中学校生徒会連絡会運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第103号）第2条の表に掲げる中学校生徒会連絡会運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 中学校生徒会連絡会運営補助金に係る補助事業等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 中学校生徒会連絡会運営補助金の交付を申請した薩摩川内市立中学校生徒会連絡会が、各中学校の生徒会活動の一層の充実と健全な運営を図るものであること。
- (2) 前号の中学校生徒会連絡会活動計画の達成に資することが明白であること。

(補助金の額)

第3条 中学校生徒会連絡会運営補助金の額は、次条に定める経費の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(補助対象経費)

第4条 中学校生徒会連絡会運営補助金は、薩摩川内市全中学校の生徒会の交流会及び情報交換会を実施するために要する経費について交付する。

- (1) 事務局費（会議費・旅費・通信費・消耗品費等）
- (2) 事業費（委託料・活動助成費・用具購入費・食料費等）

(交付の申請)

第5条 中学校生徒会連絡会運営補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年6月30日とする。

(交付の基準)

第6条 中学校生徒会連絡会運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 当該申請者に中学校生徒会連絡会運営補助金を交付することが適当でないと認めら

れる場合

(実績報告)

第7条 中学校生徒会連絡会運営補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類

(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 中学校生徒会連絡会運営補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

(1) 薩摩川内市生徒会連絡会の自主的な交流活動の充実の度合い

(2) 薩摩川内市生徒会連絡会交流会後の各学校における自主的・積極的な生徒会活動の充実の度合い

(補助事業者等の責務)

第9条 中学校生徒会連絡会運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の教育行政諸施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

(削除)

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成２５年１０月１日から施行する。